

団体商標（7条）及び地域団体商標（7条の2）の 商標審査基準の変更点について（案）

平成28年5月

1. 第7条 団体商標

(1) 見出しの追加

例) 1. 主体について

2. 「構成員に使用をさせる商標」について

(2) 見出しの変更

3. 「第一項に規定する法人であることを証明する書面」についての見出しを変更し、(1)を国内出願、(2)を国際商標登録出願とし、順番を変更して記載した。

2. 第7条の2 地域団体商標

一、第7条の2第1項柱書

(1) 見出しを簡潔明確に記載

例) 「1. 第7条の2第1項柱書における主体要件について」

→ 「1. 主体要件について」

(2) 「7. テレビ放送、新聞、インターネット等のメディアを利用し、大規模に宣伝広告及び販売等を行っている場合について」は、「6. 『需要者の間に広く認識されている』について」の内容と捉えられるため、7.ではなく、項番6.(2)として整理し修正した。

(3) 番号書式等を変更

(イ) (ロ) (ハ) を (ア) (イ) (ウ) に変更した。

3. 第7条の2

二、第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号（登録を受けられる商標）地域団体商標

(1) 見出しの追加

例) 1. 「地域の名称」について

2. 「普通名称」について

(2) 「3. 『商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称』について」、以下の例示を見直し及び追加した。

⑥ 商品「豚肉」について、「豚」、「ポーク」の名称

⑦ 役務「温泉浴場施設の提供」「温泉浴場施設を有する宿泊施設の提供」について、「温泉」の名称

⑧ 役務「中華料理を主とする飲食物の提供」について、「中華街」の名称

(3) 「5. 『普通に用いられる方法で表示する』について」の記載を追加

3条1項1号等の記載に倣い、上記の規定を追加した。

4. 第7条の2

三、第7条の2第2項、第3項、第4項（地域の名称）

- (1) 第7条の2第3項、第4項条文追加
- (2) 見出しの追加

例) 2. 商品の産地について

- (3) 「地域の名称」と認められる「商品の産地」、「役務の提供の場所」、「これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域」について、例示とその事実の証明について、記載ぶりを整理し直した。